

○内閣府、総務省、  
財務省、厚生労働省、  
経済産業省、告示第 号

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律（令和七年法律第五十八号）の施行に伴い、株式会社地域経済活性化支援機構支援基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

財務大臣 加藤 勝信

厚生労働大臣 福岡 資麿

経済産業大臣 武藤 容治

株式会社地域経済活性化支援機構支援基準の一部を改正する告示

株式会社地域経済活性化支援機構支援基準（平成二十一年内閣府、総務省、厚生労働省、告示第一号）の一部  
を次のように改正する。

を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

<p style="text-align: center;">給 付 総</p>	<p style="text-align: center;">給 付 能</p>
<p>Ⅷ. 大規模な災害を受けた地域の経済の再建のための当該地域の事業者に対する迅速かつ適切な支援の実施に必要な事項</p> <p>自然災害が頻発化・激甚化する中、大規模な災害を受けた地域の経済の再建を図ることを目的の一とする機構は、過去の災害から得られた知見及び経験を最大限に活用し、次なる大規模災害への備えに万全を期するとともに、大規模な災害が発生した場合、当該災害を受けた地域の事業者に対する迅速かつ適切な支援を実施することが求められる。このため、機構は、平時から地域の金融機関、地方公共団体等との連携・協力体制の構築その他の大規模な災害が発生した場合において当該災害を受けた地域の事業者に対する迅速かつ適切な支援を実施するために必要な準備を進めるとともに、大規模な災害が発生した場合にあっては次の1.から3.までの事項に従うものとする。</p> <p>1. 機構は、大規模な災害の発生後速やかに、当該災害を受けた地域の金融機関、地方公共団体等と連携・協力し、当該地域の事業者に対する迅速かつ適切な支援の実施のために必要な情報の収集を行うものとする。その際、必要に応じて、当該地域における連携・協力又は情報の収集のための拠点を整備するものとする。</p> <p>2. 機構が大規模な災害を受けた地域の事業者に対する支援の実施を目的として設立される特定組合に係る特定組合出資決定又は当該組合の無限責任組合員となる株式会社に係る特定経営管理決定を行うに当たっては、機構が当該特定組合又は当該株式会社に対し躊躇なく出資することができるようⅥ. 3. 又はⅦ. 2. の規定は適用せず、次を適用するものとする。</p> <p>当該特定組合に係る投資事業有限責任組合契約その他当該特定組合が大規模な災害を受けた地域の事業者に対する支援の実施に当たって従うべき基準が、事業の再生に相当の期間を要す</p>	<p>[加える。]</p>

<p>ると見込まれる事業者及び企業規模が小さい事業者を含む多様な事業者に再生の機会を与えるものとなつてゐる等、当該地域の実情に鑑み、当該地域の復興に資するよう定められたものであること又は定められる見込みであること。</p> <p>3. このほか、機構が大規模な災害を受けた地域の事業者に対する支援の実施に係る再生支援決定及び当該決定に係る買取決定、特定支援決定及び当該決定に係る買取決定、特定専門家派遣決定、特定組合出資決定並びに特定経営管理決定を行うに当たつては、当該地域の実情に依りて、I. からVII. までの基準に依りては、弾力的に解することとして差し支えないものとし、機構が大規模な災害を受けた地域の事業者に対する支援の実施に係る再生支援決定を行うに当たつては、I. 1. (2)①の規定は適用しないものとする。</p>	
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

備考 条中の「」の記号は、以下の通り。

## 附 則

この告示は、株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年九月十一日）から施行する。